

21	28.5.25 (8)	<p>建築局長A、特定部部長B殿からCに証拠書はその都度作るのだよ。と言わたなど稚拙な書簡を頂いているが、Dに建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っちゃあだめ。Eに建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽した等ともな開示が出来ず不調になった。今度は請求者が離席した。補正と称しその一部偽造文書へ誘導を企て、別紙建建道第195号6行目、また以降の離席したと不開示文書の閲覧を請求する。</p> <p>【補正後】</p> <p>平成28年5月6日付開示請求は下記のとおり詳細に記載し請求している。実施機関は、建建道第497号平成28年7月1日付にて補正依頼などと条例に反し開示を遅延させていることを指摘し、下記の通り再請求する。建築局長A、特定部部長B殿から稚拙な書簡を頂く、Cに証拠書はその都度作るのだよと言わた。Dに建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っちゃあだめと。Eに建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽したなどと、まともな開示が出来ず不調にしたが、今度は請求者が離席した補正と称して偽造文書一覧の開示を企んでいる。「建建道195号6行日以降の離席し未開示したと言う文書」の閲覧請求をす。閲覧後必要により写しの希望。</p>	28.7.26	非開示	28.11.18	同上	同上
			条例第5 条第3項	同上		同上	

22	28.5.25 (9)	<p>建築局長A、特定部部長B殿からCに証拠書はその都度作るのだよ。と言われたなどと稚拙な書簡を頂いているが、Dに建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っちゃあだめ。Eに建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽した等ともな開示が出来ず不調になった。今度は請求者が離席した。補正と称しその一部偽造文書へ誘導を企て、別紙建建道第196号6行目、また以降の離席したと不開示文書の閲覧を請求する。</p> <p>【補正後】 平成28年5月6日付開示請求は下記のとおり詳細に記載し請求している。実施機関は、建建道第498号平成28年7月1日付にて補正依頼などと条例に反し開示を遅延させていることを指摘し、請求は下記の通り。建築局長A、特定部部長B殿から稚拙な書簡を頂く、Cに証拠書はその都度作るのだよと言われた。Dに建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っちゃあだめと。Eに建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽したなどと、まともな開示が出来ず不調にした。今度は請求者が離席したと、補正と称して偽造文書一覧の開示を企んでいる。「建建道196号6行目以降の開示未開示したと言文書」の閲覧請求をす。閲覧後必要により写しの希望。</p>	非開示	28.11.18	同上
	28.7.26	<p>条令第5 条第3項</p>	同上	同上	

23	28.5.25 (10)	<p>建築局長A、特定部部長B殿からCに証拠書はその都度作るのだよ。と言わたなど稚拙な書簡を頂いているが、Dに建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っちゃあだめ。Eに建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽した等ともな開示が出来ず不調になった。今度は請求者が離席した。補正と称しその一部偽造文書へ誘導を企て、別紙建道第197号6行目、また以降の離席したと不開示文書の閲覧を請求する。</p> <p>【補正後】</p> <p>平成28年5月6日付開示請求は下記のとおり詳細に記載し請求している。実施機関は、建道第499号平成28年7月1日付にて補正依頼などと条例に反し開示を故意に遅延させていることを指摘し、請求は下記の通り。建築局長A、特定部部長B殿から稚拙な書簡にて、Cに証拠書はその都度作るのだよと言わた。Dに建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っちゃあだめと。Eに建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽したなどと、まともな開示が出来ず不調にした。今度は請求者が離席したと、補正と称して偽造文書一覧の開示を企んでいる。「建道197号6行目以降の離席し未開示したと言文書」の閲覧請求をす。閲覧後必要により写しの希望。</p>	28.7.26	非開示	同上	同上
			28.11.18	条令第5 条第3項	同上	同上

24	28.5.25 (11)	<p>建築局長A、特定部部長B殿からCに証拠書はその都度作るのだよ。と言わせたなどと稚拙な書簡を頂いているが、Dに建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っちゃあだめ。Eに建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽した等ともな開示が出来ず不調になった。今度は請求者が離席した。補正と称しその一部偽造文書へ誘導を企て、別紙建道第198号6行目、また以降の離席したと不開示文書の閲覧を請求する。</p> <p>【補正後】 平成28年5月6日付開示請求は下記のとおり詳細に記載し請求している。実施機関は、建道第500号平成28年7月1日付にて補正依頼などと条例に反し開示を故意に遅延させている。請求は下記の通り。建築局長A、特定部部長B殿からの稚拙な書簡に、Cに証拠書はその都度作るのだよと言わせた。Dに建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っちゃあだめと。Eに建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽したなどと、まともな開示が出来ず不調にした。今度は請求者が離席したと、補正と称して偽造文書一覽の開示を企んでいる。「建道198号6行日以降の離席し未開示したと言う文書」の閲覧請求をす。閲覧後必要により写しの希望。</p>	28.7.26	非開示	同上	同上
			28.11.18	条例第5 条第3項	同上	同上

25	28.5.25 (12)	<p>建築局長A、特定部部長B殿からCに証拠書はその都度作るのだよ。と言われたなどと稚拙な書簡を頂いているが、Dに建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っちゃあだめ。Eに建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽した等ともな開示が出来ず不調になった。今度は請求者が離席した。補正と称しその一部偽造文書へ誘導を企て、別紙建道第199号6行目、また以降の離席したと不開示文書の閲覧を請求する。</p> <p>【補正後】</p> <p>平成28年5月6日付開示請求は下記のとおり詳細に記載し請求している。実施機関は、建道第501号平成28年7月1日付にて補正依頼などと条例に反し開示を遅延させていることを指摘し、請求は下記の通り。建築局長A、特定部部長B殿からの稚拙な書簡を頂く、Cに証拠書はその都度作るのだよと言われた。Dに建築道路課に開示請求しないで下さい。何のためにするのですか。市民情報室係長に建築道路課がそんなことを言っちゃあだめと。Eに建築申請は建ててからする。市民情報室と協議して隠蔽した。まともな開示が出来ず不調にした。今度は請求者が離席したと補正と称して偽造文書一覧の開示を企んでいる。「建道199号6行目以降の離席し未開示したと言う文書」の閲覧請求をす。閲覧後必要により写しの希望。</p>	28.7.26	非開示	28.11.18	同上	同上	
26	28.5.30 (4)	<p>実施機関が平成22年10月19日以降開示請求を行ったのは46件と文書が有る。①平成22年10月19日以降46件の開示請求書名と請求年月日の開示請求。開示決定及び一部決定を行ったのは30件と有る。うち取り下げ3件と有る ②開示決定を行った開示請求書名と請求年月日の開示請求。③一部決</p>	28.7.26	非開示	28.11.18	同上	<p>①道路審議票白根○丁目91</p> <p>②平成22年度建道第1947号</p> <p>「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p>	同上

	<p>定を行った開示請求書名と請求年月日の開示請求。④取り下げ3件の開示請求書名と請求年月日の開示請求。⑤補正を依頼した13件の開示請求書名と請求年月日の開示請求。</p> <p>【補正後】</p> <p>平成28年5月6日付開示請求は下記のとおり詳細に記載し請求している。実施機関は、建建道第562号平成28年7月1日付にて補正依頼などと条例に反し開示を遅延させている。請求は下記の通り。実施機関が平成22年10月19日以降開示請求を行ったのは46件と文書記載が有る。下記①～⑥項について開示請求し、写しの交付。②平成22年10月19日以降46件の開示請求書名と請求年月日の開示請求。②開示決定及び一部決定を行ったのは30件と有る。うち取り下げ3件と有る。双方の写し請求。③開示決定を行った開示請求書名と請求年月日の開示請求。④一部決定を行った開示請求書名と請求年月日の開示請求。⑤取り下げ3件の開示請求書名と請求年月日の開示請求。⑥補正を依頼したと記載のある13件の開示請求書文書名と請求年月日の開示請求内容。</p>			<p>③平成23年度建建道第2765号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>④平成23年度建建道第2929号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>⑤平成24年度建建道第826号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>⑥平成26年度建建道第937号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>⑦平成24年度建建道第338号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>⑧平成24年度建建道第827号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>⑨開示請求書（平成27年3月9日）</p> <p>⑩平成26年度建建道第1616号「横浜市の保有する情報の公開</p>	
--	--	--	--	--	--

					<p>に関する条例に基づく開示決定期間の延長について」</p> <p>①平成 27 年度建建道第 114 「号横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示請求について（平成 27 年 3 月 9 日請求分）」</p> <p>②平成 27 年度建建道第 337 号「市民からの問い合わせに対する回答について」</p> <p>③平成 26 年度建建道第 862 号「平成 26 年 9 月 15 日付照会について（回答）」</p> <p>④道路審議票白根○丁目 44</p> <p>⑤道路審議票白根○丁目 26</p> <p>⑥道路審議票白根○丁目 90</p> <p>⑦道路審議票白根○丁目 92</p>	<p>同上</p>
			<p>条例第 5 条第 3 項</p>	<p>①建築基準法上の道路判定資料</p> <p>②同上</p> <p>③同上</p> <p>④弁護士からの照会及び回答。建築基準法上の道路判定資料</p> <p>⑤弁護士からの照会及び回答。建築基準法上の道路判定資料等</p> <p>⑥開示請求にかかる決定等の伺い</p> <p>⑦弁護士からの照会及び回答、建築基準法上の道路判定資料</p>	<p>同上</p>	

							<p>⑧個人情報本人開示請求に対する開示決定文書</p> <p>⑨開示請求書</p> <p>⑩開示決定等期間延長通知書</p> <p>⑪開示請求に対する一部開示決定通知書、非開示決定通知書</p> <p>⑫市民からの問い合わせに対する回答</p> <p>⑬市民からの要望に対する回答</p> <p>⑭建築基準法上の道路判定資料</p> <p>⑮同上</p> <p>⑯同上</p> <p>⑰同上</p>		
27	28.5.30 (5)	28.7.26	非開示	28.11.18	<p>実施機関が嘘を言っていないけません。開示決定及び一部決定を行ったのは30件と有る。①閲覧せずに帰宅したのは5回と有る。各帰宅したと言われる日時。②同上開示決定を行った各開示請求書文書名。③同上の各請求書の請求年月日の開示請求。④郵送による写しの交付を希望されたが、写しの作成に要する費用が納付されていないのが1回と有る。文書の開示請求書名と請求年月日の開示請求</p> <p>【補正後】</p> <p>平成28年5月6日付開示請求は下記のとおり詳細に記載し請求している。実施機関は、建建道第563号平成28年7月1日付にて補正依頼などと条例に反し開示を遅延させている。下記の通り請求する。実施機関には嘘の言質があることを指摘する。開示決定及び一部決定を行ったのは30件と有る。①閲覧せずに帰宅したのは5回と有る。各帰宅したと言われる日時の開示を請求する。②同上開示決定を行った各開示請求</p>	<p>①道路審議票白根〇丁目91</p> <p>②平成21年度まち建道第653号「建築基準法にかかる道路審議票について（旭区白根X丁目）」</p> <p>③平成22年度建建道第1947号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>④平成24年度建建道第338号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>⑤平成23年度建建道第2334号「平成23年12月6日付照会について（回答）」</p>			

	<p>書文書名の開示請求。③同上の各請求書の請求年月日の開示請求。④郵送による写しの交付を希望されたが、写しの作成に要する費用が納付されていないのが1回とある文書の開示請求書名と請求年月日の開示請求。</p>			<p>⑥平成 23 年度建建道第 2929 号 「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」のうちの道路審議票白根○丁目 91</p> <p>⑦平成 23 年度建建道第 2765 号 「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」のうちの道路審議票白根○丁目 91</p> <p>⑧平成 24 年度建建道第 827 号 「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>⑨開示請求書（平成 27 年 3 月 9 日）</p> <p>⑩平成 26 年度建建道第 1616 号 「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示決定期間の延長について」</p> <p>⑪平成 27 年度建建道第 114 号 「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示請求について（平成 27 年 3 月 9 日請求分）」</p> <p>⑫平成 23 年度建建道第 1912 号 「平成 23 年 10 月 25 日付照会について（回答）」</p>	
--	--	--	--	--	--

	<p>⑬道路審議票白根○丁目 90 ⑭道路審議票白根○丁目 92</p>			
	<p>①建築基準法上の道路判定資料 ②同上 ③同上 ④弁護士からの照会及び回答。 建築基準法上の道路判定資料 ⑤市民からの照会に対する回答 の伺い ⑥弁護士からの照会及び回答。 建築基準法上の道路判定資料 ⑦建築基準法上の道路判定資料 ⑧個人情報本人開示請求に対する 開示決定文書 ⑨開示請求書 ⑩開示決定等期間延長決定通知 書 ⑪開示請求に対する一部開示決 定通知書、非開示決定通知書 ⑫市民からの照会に対する回答 ⑬建築基準法上の道路判定資料 ⑭同上</p>	<p>条例第 5 条第 3 項</p>		<p>同上</p>

28	28.5.30 (6)	<p>横浜市長Aが、作成日の無い文書を、横浜市情報公開・個人情報保護審査会会長Bあてに送付されている件について照会した。反論しますかと逆照会があった。開示の実施一表について①開示請求日平成27年7月21日、同28日、同8月7日、同9月1日、同9月24日について、各6件の請求文書の開示。各文書開示予定日(10月2日)閲覧せず帰宅とある。また(11月25日)も連絡なく来庁もせずとある。②各請求文書開示に対し、機関発出各々への開示通知書</p> <p>【補正後】 平成28年5月6日付開示請求は下記のとおり詳細に記載し請求している。実施機関は、建建道第564号平成28年7月1日付にて補正依頼などと条例に反し開示を故意に遅延させている。下記の通り請求する。横浜市長Aが、作成日の無い文書を、横浜市情報公開・個人情報保護審査会会長Bあてに送付されている件について照会した。反論しますかと逆照会があった。開示の実施一表について開示請求日平成27年6月26日、開示の実施同27年10月2日再開示開示文書に納得せず閲覧の途中で帰宅とある。1平成27年6月26日付け開示請求文書に対し、実施機関が発出した開示通知書の開示を求め。閲覧後必要により写し希望。</p>	28.7.26	非開示	28.11.18	同上	同上	
29	28.6.3	<p>1. A建築局長(平成27年7月6日付)は「・・のとおり、深くお詫び申し上げます。」業務を怠け是正勧告した事へ詫びたが、平成4年、5年、7年、10年、14年、15年、18年、19年、20年、21年、22年、24年、26年、27年と執拗に非違行為を繰り返すが、下記文書について開示請求をする。これらの違法行為は法廷でも審理され、建築局長Aは了知されているにも関わらず、「しかしながら、本件に関する建築局職員の一連の対応について、B様のご指摘されている</p>	28.7.26	非開示	28.11.18	同上	<p>①道路審議票白根〇丁目91 ②平成21年度まち建道第653号「建築基準法にかかる道路審議票について(旭区白根X丁目)」 ③平成22年度建道第1947号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p>	同上

	<p>ような懈怠、捏造、偽造、隠蔽等の行為はございません。」とは何だ。他の5点（改竄、虚偽虚言、吹聴、賄賂、集り）の行為は認めだが、文書記番号、差出人及び責任所管不記載で、3月9日旭区役所から開示請求し、期間延長した4月28日に開示されず、請求から70日経過した。平成27年5月18日に、3月9日分の開示決定通知書は現地で手交する約束で出向いた。建築局は「開示請求されていないから、開示できませぬ」と一声。手交された開示通知書を返し不調にした。6月5日付でA殿に督促し、6月12日の開示に出向いたにも関わらず、開示文書をJNビルへ忘れて来たことと不調に終わった。其の後、A建築局長（平成27年7月6日付）上述の返書もあり、平成27年7月13日の開示に出向き、「今日の開示は、A殿の開示として賜る」。「分かりました。」の言質が始まった。建築局は、3月9日請求分は5月18日に終わっている。更に「建築概要書の期日について、平成20年12月2日提出され受理されたものだ」と虚言を執拗に繰り返したので「建築後任んで3年経過してから建築願を授受する役所が何処にある」。建築局「後から出す場合もある」。「○○○○～誤魔化しの詭弁を言いやがって」と不調にした。建築局『開示請求するのは止めてください。何のためにするのですか。謝ったし何も悪いことをしていないのだし・・・』と情報公開法を蔑ろの非違行為を發したので、市民情報室C係長に通報した。『建築局が？開示請求しないでと、そんなことを言っちゃあダメだね。』の言葉に送られ、開示請求を不調にして帰った。後日、建築局から電話で謝罪の言質が有ったが通話を断った。平成27年3月9日開示請求後、開示日の応答でも請求内容を確認し、Aの建道第1616号（平成27年3月23日付）に記</p>	<p>④平成23年度建道第2765号 「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」 ⑤平成23年度建道第2929号 「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」 ⑥平成24年度建道第826号 「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」 ⑦平成24年度建道第338号 「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」 ⑧平成23年度建道第2334号 「平成23年12月6日付照会について（回答）」 ⑨平成23年度建道第2929号 「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」のうちの道路審議票白根〇丁目91 ⑩平成23年度建道第2765号 「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」のうちの道路</p>
--	---	--

	<p>載され、4月28日まで延長したが連絡なく、4月30日電話確認し『決裁が遅れた。開示日はいつが良いか』と問われ『明日5月1日』と即答したが5月8日に延びて、請求から70日後の平成27年5月18日開示で出向いた。開示通知書は4月28日に決済されていた。「決済が遅れた・」は虚言。A殿から通知を受け、6月12日出向いた。「JINビルへ忘れた」。A殿から通知を受け7月13日も開示は済んでいるとの虚言等で不調。建築局へ14日に電話した。「通知書は普通郵便で送ってある。郵便局に聞いて、家の中を探して！再発行はしません。」開示は済んでいます。」とは何んだ。①建築局が言われている、横浜弁護士会から、弁護士法第23条の2第2項による照会があり回答した。との「弁護士会からの文書」について開示請求をさせて頂いている。②回答された文書について開示請求をさせて頂いている。上述の①横浜弁護士会から依頼されたといわれる依頼文書原議一式と②回答書原議の写しの交付。</p> <p>2. 道路審議票白根X丁目D～E号の開示閲覧を求め、閲覧後必要なものについて写しの交付。</p> <p>3. 『平成4年道路審議票白根X丁目（○丁目）91』文書は捏造。建築局長A殿へ当地区の歴史を教示したにも関わらず、道路審議票旭91と再捏造した上で返書が届いたが、確認もなく違法勧告した上に、懈怠行為を隠蔽するため『平成4年道路審議票白根X丁目（○丁目）91』文書を捏造した。建築局長から建建道第337号（H27.6.18）により、氏名も記載せず、本文12行の拙い返書が届いた。上述の通り道路審議票旭91号と建築局長自ら捏造の行為も披歴した。「建築局長が道路審議票旭91号と捏造された文書の原議一式。」写しの交付。下記①～⑳及び4、5、6項は必要によりを交</p>		<p>審議票白根○丁目91</p> <p>①平成24年度建建道第826号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示について」のうちの道路審議票白根○丁目91</p> <p>②平成24年度建建道第827号「横浜市個人情報情報の保護に関する条例に基づく行政文書の開示について」</p> <p>③開示請求書（平成27年3月9日）</p> <p>④平成26年度建建道第1616号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示決定期間の延長について」</p> <p>⑤平成27年度建建道第114号「横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく行政文書の開示請求について（平成27年3月9日請求分）」</p> <p>⑥平成23年度建建道第1912号「平成23年10月25日付照会について（回答）」</p> <p>⑦平成27年度建建道第337号「市民からの問い合わせに対する回答について」</p> <p>⑧平成22年9月2日弁護士から</p>	
--	---	--	--	--

	<p>付含む。①判定意見のとおりとは？建築局が平成14年9月12日道路後退を要する道路では無いと審査課及び12月15日に現違反対策課Fが現認した際に作成された文書原議一式。写しの交付。②『平成4年道路審議票白根X丁目・91』の判定箇所図を明示した上で原議一式。写しの交付。③h19年1月29日注意書を発出したことを、請求人に注意され謝罪した際の発出文書の原議写し。④「2項道路として指導を行いました」は、何処を誰に指導したのか文書原議一式。写しの交付 ⑤平成20年10月24日付で請求人に送付した、相談課からの引継ぎ文書一切の写し（写真を含む）。⑥現況に対し、2項道路と違反勧告した土地範囲、道路幅を明示した文書の原議全て。写しの交付。⑦建築局は、道路ではない民地を平成21年9月3日否道路に判定替えした。適当に地図に色を塗っている。と逃げた建築道路係長はGであるが、旭土木事務所が公道行き止まりのポールも建立している。平成20年10月21日相談課Hが「2項道路」とした写真にも写されている。20日後に確認に来た道路課Fが「2項道路ではない。」書面を書くこと約束後に異動し、違反対策室で偶然Fにあった。I、Jの前で、「2項道路では無いと断言したが書面は書かなかった」と頭を下げ続けた。I課長が、道路課K、審査課L、Fらの合同謝罪の場を設け謝罪したが、Kは捏造を正当化し続けた。建築局が掌理事項の2項道路か否かを、旭土木事務所長Mに求め、其の文書を建築局が確認した資料と方法及び再調査した場所の原議一式。写しの交付⑧2項道路で無い私有地を、判定替えしたと云う資料全て原議。写しの交付。⑨是正勧告後、取り消し書の送付は無いにも関わらず、「送付し、お詫びした」とは、横浜市長はどのようなようにお詫びしたのか。其の文</p>			<p>の照会書 ⑯道路審議票白根○丁目90 ⑳道路審議票白根○丁目92 ①建築基準法上の道路判定資料 ②同上 ③同上 ④同上 ⑤弁護士からの照会及び回答。 建築基準法上の道路判定資料 ⑥弁護士からの照会及び回答。 建築基準法上の道路判定資料等 ⑦弁護士からの照会及び回答。 建築基準法上の道路判定資料 ⑧市民からの照会に対する回答 の伺い ⑨弁護士からの照会及び回答。 建築基準法上の道路判定資料 ⑩建築基準法上の道路判定資料 ⑪弁護士からの照会及び回答。 建築基準法上の道路判定資料 ⑫個人情報本人開示に対する開示決定文書 ⑬開示請求書 ⑭開示決定等期間延長決定通知書 ⑮開示請求に対する一部開示決定通知書、非開示決定通知書 ⑯市民からの照会に対する回答</p>	<p>条例第5 条第3項</p>
--	--	--	--	--	-----------------------

	<p>書原議の全て。写しの交付。⑩N宅は「3旭-460で2項道路に該当部位は道路後退している。」従って「Nさんは3旭-460で道路後退していないが今後は指導する」と捏造した道路部位と根拠資料原議の写し交付。⑪「…9」文書は、平成20年の資料があり捏造である。平成4年作成の原議一式。写し交付。⑫建築局は課によって個人情報黒塗りする理由が違ふと云われた記載文書の原議。写しの交付。⑬3旭460部分はNの個人情報をと続く部位は黒くしたが、全文を明示した文書一式。写しの交付。⑭市民情報センターにて、「平成4年道路審議票白根X丁目91号」(A4・10枚・B4・2枚含む)及び「平成4年道路審議票白根0丁目91号」をH26年11月12日、12月5日、12月25日、27年1月、3月、5月の6度閲覧した。「過去に建ててあったことが分かるから市民情報室と協議し非開示とした…」と情報公開規定に反した指示により隠蔽されたと記載がある。隠蔽前の原議写しの交付。⑮「平成4年道路審議票白根(X丁目)0丁目91号」は(資料5部A4・10枚・B4・2枚含む)作成年月日が不記載にし、番号を91号と付定。地名地番は特定されないように黒塗りし、判定欄の「道路」を横線で抹消し、判定意見欄「本件は既に台路台帳(誤字)にて法42条2項道路として扱われている本件カ所のセットバックについて現地調査、別添え資料等により総合的な判断にて別添え(裏側)指導方法案を作成し今後の確認時に指導する」が全文だが、「本件は既に台路台帳にて」とか「本件カ所のセットバックについて現地調査・」云々とかの資料の開示を請求すると共に、道路も家並みも無いにも関わらず、「2項セットバックの指導」をしたという資料の写し。写しの交付。⑯判定意見欄、調査意見・経過欄、建築主相談者欄の住所及</p>		<p>⑰市民からの問い合わせに対する回答 ⑱弁護士からの照会 ⑲建築基準法上の道路判定資料 ⑳同上</p>	
--	--	--	--	--

	<p>び屋号等氏名、電話番号下段の地図(狭あい道路3旭16号)を白根X丁目91号と切り貼りした上で、現地調査し総合判断したと記載の総合判断に至った規定資料及び起案し、経向した文書改廃原議一式の写し。閲覧。⑱建築局が平成14年、同じく平成20年12月2日付、私有地を否道路と作成した文書資料の閲覧。⑲平成21年作成(番号1142号)の起案資料、供覧資料、経向資料、決裁した根拠資料の閲覧。請求者に指摘され、廃止すると後から記載した際に経向した文書資料の閲覧。⑳建建道(第1264号)「公道だ。」の位置、面積を算出されたXY座標数値記載改廃原議一式。</p> <p>4. 建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目91(平成4年度)(建建道第2765号・平成24年2月13日)を建築局は捏造した資料を隠蔽し、差し替えた。正当文書の原議一式。写しの交付。</p> <p>5. 建築局建築道路課の保有する道路審議票白根〇丁目91(平成4年度)建建道第2929号(平成24年2月28日)は、捏造した資料を隠蔽し差し替え後に開示された。原議一式の写しの交付。</p> <p>6. 隠蔽資料を提出せず平成4年に作成と認定されたとは、捏造し隠蔽した資料8通の原議の写しの交付別添元文書<参考>(※実施機関が異議申立人から建築道路課に対する開示請求への対応を記録した文書)に記載の8月20日付文書は隠蔽されているが、記載の7件文書は未開示である。「開示せず帰宅した」「開示が行われていないと主張2回」などと虚言があるが、全文書の再々督促す。</p> <p><参考>異議申立人から建築道路課に対する開示請求への対応</p> <p>・異議申立人が平成22年10月19日以降開示請求を行っ</p>			
--	--	--	--	--

		<p>たのは46件(※1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・※1のうち、開示決定及び一部開示決定を行ったのは30件(※2)、取下げ3件 ・※1のうち、実施機関から異議申立人に対して文書による補正を依頼したのは13件(※3) ・※3のうち、異議申立人が補正に応じず対象行政文書を特定できなかったため、非開示決定を行ったのは7件 ・※2のうち、開示実施日に来庁できない旨の連絡があったが、その後開示日の日程調整ができなかったのが3回 ・※2のうち、開示実施日に連絡がなく、また来庁もなかったのが計8回(※4) ・※2のうち、開示の途中で帰宅したのは1回 ・※2のうち、閲覧せずに帰宅したのは5回(※5) ・※2のうち、開示を実施されたものに対し、開示が行われていないと主張されているのが2回 ・※2のうち、郵送による写しの交付を希望されたが、写しの作成に要する費用が納付されていないのが1回 			
--	--	--	--	--	--

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 28 年 8 月 19 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理 (答申第 1526 号)
平成 28 年 9 月 23 日 (第 300 回第二部会) 平成 28 年 9 月 27 日 (第 295 回第一部会)	・諮問の報告 (答申第1526号)
平成 28 年 9 月 20 日	・審査請求人から意見書受理 (答申第 1526 号)
平成 28 年 10 月 6 日 (第 201 回第三部会)	・諮問の報告 (答申第 1526 号)
平成 28 年 11 月 2 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理 (答申第 1527 号)
平成 28 年 11 月 15 日 (第 297 回第一部会)	・諮問の報告 (答申第1527号)
平成 28 年 11 月 17 日 (第 203 回第三部会)	・諮問の報告 (答申第1527号)
平成 28 年 11 月 18 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理 (答申第 1528 号)
平成 28 年 11 月 25 日 (第 304 回第二部会)	・諮問の報告 (答申第 1527 号)
平成 28 年 11 月 29 日	・審査請求人から意見書受理 (答申第 1527 号)
平成 28 年 12 月 20 日 (第 298 回第一部会)	・諮問の報告 (答申第1528号)
平成 28 年 12 月 21 日	・審査請求人から意見書受理 (答申第 1528 号)
平成 28 年 12 月 22 日 (第 205 回第三部会)	・諮問の報告 (答申第1528号)
平成 29 年 1 月 11 日 (第 32 回制度運用調査部会)	・審議
平成 29 年 1 月 17 日 (第 306 回第二部会)	・諮問の報告 (答申第 1528 号)
平成 30 年 2 月 2 日 (第 43 回制度運用調査部会)	・審議
平成 30 年 4 月 19 日 (第 44 回制度運用調査部会)	・審議
平成 30 年 5 月 18 日 (第 45 回制度運用調査部会)	・実施機関からの事情聴取 ・審議
平成 30 年 6 月 29 日 (第 46 回制度運用調査部会)	・審議

平成 30 年 7 月 19 日 (第 47 回制度運用調査部会)	・ 審議
平成 30 年 8 月 23 日 (第 48 回制度運用調査部会)	・ 審議